

第93号議案

令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度宍粟市の病院事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度宍粟市病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
新病院整備事業	146,868 千円	△ 130,000 千円	16,868 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	458,014 千円	△ 130,000 千円	328,014 千円
第1項 企業債	230,000 千円	△ 130,000 千円	100,000 千円
支 出			
第1款 資本的支出	596,173 千円	△ 130,000 千円	466,173 千円
第1項 建設改良費	251,868 千円	△ 130,000 千円	121,868 千円

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
新病院整備基本・実施・造成設計業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	448,848
新病院開院支援業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	57,800
新病院整備コンストラクション・マネジメント業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	50,000

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具整備	80,000	証書借入	年利2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
建設改良事業	20,000			
合計	100,000			

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福元晶三

令和 3 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 3 号）実施計画

（1）資本的收入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的收入			458,014	△ 130,000	328,014	
	1. 企業債		230,000	△ 130,000	100,000	
		1. 企業債	230,000	△ 130,000	100,000	

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			596,173	△ 130,000	466,173	
	1. 建設改良費		251,868	△ 130,000	121,868	
		3. 新病院整備事業費	146,868	△ 130,000	16,868	

令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）明細書

収 入		(単位：千円)					
款 ・ 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的收入		458,014	△ 130,000	328,014			
1. 企業債		230,000	△ 130,000	100,000			
	1. 企業債	230,000	△ 130,000	100,000	1. 企業債	△ 130,000	新病院整備事業

支 出		(単位：千円)					
款 ・ 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的支出		596,173	△ 130,000	466,173			
1. 建設改良費		251,868	△ 130,000	121,868			
	3. 新病院整備事業費	146,868	△ 130,000	16,868	8. 委託料	△ 130,000	基本設計費等